

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン

平成22年度 改革改善項目等

平成22年2月

尼崎市

目 次

1	平成22年度改革改善項目等の策定にあたって	1
2	プラン期間における収支見通し	2
3	今後の取組について	5
4	改革改善項目	6
	〔平成22年度新規・追加改革改善項目〕	7
	〔平成22年度実施項目のうち改革改善の方向に変更等がある項目〕 ...	25

1 平成 22 年度改革改善項目等の策定にあたって

本市は、安定した財政基盤の確立と、地域社会で支える仕組みづくりなど、住民自治基盤の確立を目指し、“あまがさき”行財政構造改革推進プラン(以下「プラン」という。)を策定し、毎年度、改革改善項目を追加しながら、取り組んできた。

しかしながら、本市の財政構造は、一昨年来の経済不況の影響により、平成 22 年度においても法人市民税等の市税収入が、対前年度当初予算と比較して、マイナスになることが見込まれ、また、生活保護費をはじめとする扶助費の増加、国等の各種改革の影響等も加わり、慢性的な赤字体質に負の要因が重なる硬直化した状況にある。

このような早期健全化団体への転落も現実の問題となりうる極めて危機的な状況にあることを踏まえ、昨年 7 月の「平成 22 年度の市政推進に向けた調整方針」、及び同 11 月のプラン(素案)の中で、「歳入の一般財源に見合った事業規模への縮小」を目指し、以下の考えに基づき、改革改善項目の追加に取り組んできた。

【財政の健全化に向けた基本となる考え方】

- ・ 実質的な収支均衡の確保
- ・ 財政規律の確保

【具体の取組に向けた 3 つの柱】

更に厳しい視点による必要性・有効性を踏まえた市単独事業の休廃止
人件費を含む内部管理経費の徹底した見直し
歳入確保に向けた取組の一層の強化

その結果、平成 22 年度においては、約 30 億円の構造改善効果を生み出すことができたが、当初予算案においては、こうした取組にもかかわらず、なお、財源対策に頼らざるを得ない極めて厳しい状況にある。

平成 22 年度以降も、さらなる行財政構造改革に向けて取り組んでいく必要がある。

本編では、平成 22 年度に新規・追加・変更に伴う改革改善項目を計上している。

2 プラン期間における収支見通し

(1) プラン期間における収支見通し

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

		20年度決算	21年度決見	22年度	23年度	24年度
歳入	市税収入	826	777	782	789	808
	地方交付税	72	105	106	115	99
	地方譲与税等	74	69	67	64	66
	その他 1	153	208	156	71	71
	うち財源対策	91	128	40		
	計	1,125	1,159	1,111	1,039	1,044
	うち市税等 2	1,005	1,003	1,044	1,020	1,025
歳出	人件費	320	313	290	259	253
	職員給与費等	266	251	233	226	221
	退職手当	54	62	57	33	32
	扶助費	142	165	175	178	180
	公債費	189	188	194	199	195
	その他経常的経費 3	401	413	391	403	407
	うち公共用地先行取得会計繰出金	16	18	16	27	30
	投資的経費	72	80	61	73	75
	計	1,124	1,159	1,111	1,112	1,110
差引収支		1	0	0	73	66

構造改善額反映後の額。H23以降は、H22までの確定した効果額(51億円)を反映

構造改善額	6	21	51	62	66
H20構造改善額	6	6	6	6	6
H21構造改善額		15	15	15	15
H22構造改善額			30	30	30
H23構造改善額				11	11
H24構造改善額					4
構造改善後の差引き収支				62	51

- 1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計
- 2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
- 3 物件費、補助費、繰出金等の計

(参考)基金残高

年度	残高(億円)
H20末	42
H21末	17
H22末	9

(アルカイク広場分を除く)

平成22年度一般会計当初予算案（一般財源ベース）を基礎として、一定の前提条件のもとに見込んだ。

歳入

（ア）市税収入

個人市民税：給与収入の増減のほか、税制改正（扶養控除廃止、住宅ローン控除）の影響や生産年齢人口の減少等を反映した。

法人市民税：景気の変動に伴う企業収益の増減を反映した。

固定資産税、都市計画税：評価替えや家屋の新增築等を反映した。

（イ）地方交付税

普通交付税：市税等の増減の影響による相当額が補てんされるものとして試算した。

（ウ）地方譲与税等

景気動向の他、税制改正等の影響を反映した。

（エ）その他

臨時財政対策債：22年度地方財政計画等の内容を勘案した。23年度以降は21年度ベースで見込んだ。

歳出

（ア）人件費

昇給については、給与構造改善により抑制されていることを反映。ペアは0%。

職員給与費等は、職員の退職及び新規採用に伴う新陳代謝効果を加味。

退職手当は、23年度以降の定年退職予定者数については、21、22年度の希望退職者の影響等を反映。

（イ）扶助費

生活保護費：近年の実績を踏まえ、本市における高齢者人口の伸びなどを反映して23年度以降の伸びを見込んだ。

上記以外：据え置きとした。

（ウ）公債費

発行済みの市債の元利償還金に、新たに発行予定の市債の元利償還金を加算して見込んだ。

（エ）その他経常的経費

後期高齢者医療に係る療養給付費負担金：

本市における対象年齢人口の伸びを反映して23年度以降の伸びを見込んだ。

上記以外：一定の所要額を見込んだ。

（オ）投資的経費

今後の事業計画等を勘案する中で、所要額を見込んだ。

(2) 平成22年度当初予算案ベースにおける収支の状況(参考)

収支の状況について、平成21年11月時点(素案)と比較すると次のとおりとなった。

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

	(a) 22年度 予算案	(b) 21年11月 時点	比較 (a)-(b)	主 な 内 訳			
				その他の要因	構造改善	財源対策	
歳 入	市税収入	782	774	8	市たばこ税5等		
	地方交付税	106	114	8	普通交付税8		
	地方譲与税等	67	62	5	地方消費税交付金6等		
	その他1	156	70	86	財産売却収入8	使用料・手数料改定1	基金取り崩し15 市債発行25
	うち臨時財政対策債	89	52	37	臨時財政対策債37		
	計	1,111	1,020	91	50	1	40
	うち市税等2	1,044	1,002	42	42	0	0
歳 出	人件費	290	294	4			
	職員給与費等	233	253	20	人事院勧告による期末勤労手当支給率の削減1等	期末勤労手当の見直し13 定数削減4等	
	退職手当	57	41	16	希望退職16		
	扶助費	175	168	7	生活保護費7		
	公債費	194	193	1			
	その他経常的経費3	391	409	18	維持補修費2 後期高齢者医療制度療養給付費負担金2 国民健康保険事業費会計繰出金2 下水道事業会計補助金2等	老人市バス特別乗車証の見直し3 外郭団体の経営改善1 灰溶融炉運転方法の見直し1 私立幼稚園就園奨励補助金の見直し1等	
	うち公共用地先行取得事業費会計繰出金	16	21	5	公共用地先行取得事業費会計繰出金5		
	投資的経費	61	78	17	緊急経済対策による前倒し等17		
計	1,111	1,142	31	2	29		
差引収支	0	122	122	52	30	40	

- 1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計
- 2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
- 3 物件費、補助費、繰出金等の計

歳入では、市税収入については、個人市民税、法人市民税について減収傾向にあるが、国の税制改正により市たばこ税で増収が見込まれる。また、国の地方財政計画等により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は29億円の増額が見込まれている。(平成22年度の措置)

一方、歳出では、人件費については、13億円の期末・勤勉手当の削減に加え、定数削減の取組等により20億円の減、その他経常的経費については、老人市バス特別乗車証の見直しなどによる構造改善や予算編成過程における見直しにより18億円の減、投資的経費については、緊急経済対策による前倒し等の取組により17億円の減となった。

しかしながら、扶助費については、生活保護費の増により7億円の増、その他経常的経費の中でも国民健康保険事業費会計繰出金では2億円の増となるなど、40億円もの収支不足が見込まれることから、基金の取崩し(15億円)や市債の発行(25億円)といった財源対策を講じることで、歳出に対する歳入の不足を埋め合わせる予算案となっている。

3 今後の取組について

以上のとおり、平成22年度当初予算案は本市財政の危機的な状況を背景に、一部の市民サービスに係る事業についても休廃止せざるを得ない状況となった。

社会経済環境の変化に伴い、さらに厳しさが増すことが懸念される。このため、今後も人件費等の内部管理経費の圧縮に努め、事業効果を見定めた中で、一層の事務事業の休廃止の取組や、平成19年1月の「外郭団体の統廃合及び経営改善について」のさらに踏み込んだ見直し、将来的に維持管理コストがかさむ公共施設の見直しとともに、公有財産の有効活用などにも、取り組んでいくこととする。

次年度以降、財源対策の手段である財政調整基金等をはじめとする基金の活用は見込みがたく、市債(行政改革推進債、退職手当債等)の活用も、上限があることから、さらなる構造改善を進めていかなければならない状況にある。

真の地方自治体として、その運営を担っていくためにも、今後も引き続き、国と地方における役割分担の本来的主旨を踏まえつつ、国や県への要望を行うとともに、改革改善項目の追加を図るなど、プラン最終年度の平成24年度の収支均衡に向け、不断の取組を進めていくものとする。

4 改革改善項目

- 改革改善項目の記載方法等 -

1 掲載項目・構造改善額

新規・追加・変更項目数 = 64件（新規 = 38件、追加18件、変更8件）
平成22年度構造改善取組予定額 = 約30億43百万円

2 項目掲載順序

- ・取組目標ごとに掲載

3 単位

・効果額については、一般財源ベースで四捨五入により百万円単位で表示。また、四捨五入により効果額が百万円に満たないものは、「0」で表示している。効果額の算出ができないものについては、「-」と表示している。

4 算定方法

- ・原則として、平成21年度事業費をベースに算定している。

5 表記

・初めて計上する項目は事業名の末尾に（新規）、既計上項目のうち、さらなる効果額の計上があったものは（追加）、方向性に変更があったものは（変更）と表示している。

・効果額については、累積効果額ではなく、単年度の計上額を表示している。新規・追加項目については今回、新規・追加した効果額を、また、変更項目については、変更前を含む項目全体の効果額を表示している。

・不動産売払収入や投資的経費のような一時的な経費については、計上していない。

6 人件費

(1) 改革改善効果額

・人件費削減効果が見込めるものは、その人件費を平均給与額（職員1人当たり@8,248千円）で積算している。

(2) 構造改善効果額

・平成20年度～24年度の収支見通しで、新陳代謝効果（職員の退職に伴い人が入れ替わる<退職 新採>ことにより、人件費の削減が見込めること）を既に加味しているため、構造改善により人件費削減効果が見込めるものは、その人件費の効果額を新規採用職員給与額（@3,550千円）で積算している。

・各個別の項目において、効果額を計上し積算している。

7 その他

・平成23年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。

1-(1)財源の確保

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
1	国民健康保険料収納業務の見直し(追加)	1 対象 国民健康保険料滞納者 2 意図 国民健康保険料推進員に加え、試行的に民間業者への委託により、滞納分の徴収を行う。 3 手段 嘱託員の雇用に加え、試行的に民間業者へ委託 4 事業費(一般財源) 124百万円(124百万円)	1 改善内容 徴収専門業者への一部委託を試行的に導入する。 2 改善理由 法改正に伴い、私人による保険料の徴収が可能になったことから、推進員体制と徴収専門業者への委託との費用対効果判定を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施。 (平成22年度向け、2地区を追加)	0	0	0
2	広告事業の推進(追加)	1 対象 印刷物、その他の資産 2 意図 市民等への周知、行政サービスの提供 3 手段 広告媒体として活用 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって新たな財源を確保する。 2 改善理由 広告料収入を市が行う事業に充当し、市民サービスの向上を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施 (平成22年度向け、記念公園総合体育館等のネーミングライツ(命名権)、郵送物等への広告掲載の追加等)	8	8	8
3	公有財産の有効活用(追加)	1 対象 公有財産 2 意図・手段 公有財産の有効活用 3 事業費(一般財源) -	1 改善内容 公共施設や空地となっている市有地において、「無人時間貸駐車場」を経営する業者に貸し付け、地代収入を得る。 2 改善理由 公有財産の有効活用を図るため。 3 実施時期 平成21年度から順次実施 (平成22年度向け、本庁舎来庁者用駐車場(旧市営西難波住宅跡地を含む)、その他公共施設の追加)	3	3	2
4	使用料・手数料の改定(追加)	1 対象 使用料・手数料 2 意図 受益者負担の適正化 3 手段 原価計算の考え方や積算基準等の整理を行い、適正な使用料・手数料の算定に資する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 受益者負担の適正な反映という観点から、施設使用料の改定方法等を見直す。 ア 原則として、類似施設は改定率準拠という考え方を改め、個々に原価計算を行い、改定率を算定する。 イ 施設ごとの実際の利用率(直近3カ年平均)を用いる。 原則として原価率が110%を超えている使用料・手数料を対象として改定する。 2 改善理由 自主財源の確保、受益者負担の適正な反映のため。 3 実施時期 平成22年7月	64	64	48

1-(1)財源の確保

単位:百万円

事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額	
5	減免制度の見直し(追加)	<p>1 対象 市税、市営住宅駐車場、幼稚園保育料の減免制度 市内の施設使用料の減免制度(対象施設) ・有料公園施設 ・社会体育施設 ・青少年宿泊施設 ・学校施設 ・身体障害者福祉センター ・老人福祉センター等</p> <p>2 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 現行の減免制度を他都市並みに見直す。 ア 市税:個人市民税の減免制度(災害減免を除く)について、減免割合(上限10割を5割へ)等を見直す。また、尼崎市医師会及び尼崎市歯科医師会を対象とする固定資産税・都市計画税の減免を廃止する。 イ 市営住宅駐車場:身体障害者等に対する減免を廃止する。 ウ 幼稚園保育料:所得基準等による全額減免の見直しを行う。 受益と負担の適正化と有料公共施設全体としての整合性を図る。</p> <p>2 改善理由 受益と負担の公平性の確保のため。また阪神間の他市の状況等を勘案する中で、今日的視点から負担の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成22年度(幼稚園保育料については平成23年度から) 平成23年度</p>	71	71	69
6	学校開放運営事業に係る受益者負担の適正化(追加)	<p>1 対象 市内のスポーツ団体及びスポーツグループ</p> <p>2 意図 市民にスポーツやレクリエーション活動の場を提供することにより、市民スポーツの振興を図る。</p> <p>3 手段 市立小学校(43校)・中学校(19校)の体育館、グラウンド及び中学校の柔剣道場を市民に開放する。 また、学校開放運営委員会設置校(小学校23校)においては、スポーツ施設の利用、スポーツプログラムの提供、地域運動会の開催等を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 130百万円(130百万円)</p>	<p>1 改善内容 運動場の夜間照明について、実費弁償相当額として、1団体1回1,000円、児童・生徒が中心の団体については、500円を徴収する。 なお、学校施設全体の効果的・効率的な管理のあり方については、引き続き検討を行う。</p> <p>2 改善理由 学校スポーツ施設として現在無料で開放しているが、夜間照明設備に係る維持管理経費の財源確保と受益者負担の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	2	2	1
7	公有財産の有効活用と財源確保(自動販売機の公募設置)(追加)	<p>1 対象 本市公共施設</p> <p>2 意図・手段 公有財産の有効活用</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 本市公共施設に設置する自動販売機について、設置業者を公募することにより、使用料の増収を図る。</p> <p>2 改善理由 公有財産の有効利用を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施 (平成22年度向け、中央公民館など19台追加)</p>	9	9	2
8	健康づくり教室事業に係る受益者負担の適正化(新規)	<p>1 対象 健康づくり教室受講者</p> <p>2 意図 スポーツの楽しさを理解してもらい、スポーツの振興を図るとともに市民の健康づくりに役立てる。</p> <p>3 手段 (財)尼崎市スポーツ振興事業団に業務委託する中で、6地区体育館において健康づくり教室を2期に分けて実施する。 (半年間に17回の講座)</p> <p>4 事業費(一般財源) 21百万円(14百万円)</p>	<p>1 改善内容 健康づくり教室に係る1人あたりの受講料を850円から1,700円に引上げる。</p> <p>2 改善理由 1講座あたりの受講料については、現在、近隣市町が実施する同種事業と比較して低額であることから、受益者負担の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	7	7	7

1-(2)人件費の抑制

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
9	給与水準の見直し(技能労務職給料表の導入)(追加)	1 対象 技能労務職員 2 意図 技能労務職員の職務内容に見合った給料表の創設 3 手段 給与条例等の改正 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 作業長、技能長、作業主任、技能員、自動車運転手、作業員、調理師、業務員、用務員及び家庭奉仕員に対して、技能労務職給料表を導入する。 2 改善理由 技能労務職員の職務内容に見合った適正な給与水準に見直すため。 3 実施時期 平成22年度	25	25	2
10	期末・勤勉手当の削減(追加)	1 対象 全職員 2 意図 民間の賞与等に相当する手当として支給する。 3 手段 役職者加算及び休職期間、期間率 4 事業費(一般財源) 5,366百万円(5,366百万円)	1 改善内容 職員の期末・勤勉手当を下記のとおり削減する。 特別職 市長 25% 55%、 副市長 20% 50%、 教育長 10% 35%、 常勤監査委員 7% 32% 一般職 20%(局長級 5% 25%) 2 改善理由 危機的状況にある本市の財政状況の改善を図るため。 3 実施時期 平成22年度から平成24年度	1,290	1,290	1,290

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
11	し尿等処理方法の見直し(追加)	1 対象 し尿・し尿浄化槽汚泥 2 意図 市民等の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。 3 手段 し尿処理施設(パルス燃焼乾燥処理装置)で、し尿等に混入している夾雑物の除去後、乾燥処理及びその乾燥物を焼却処理し、し尿等を適正に処理する。 4 事業費(一般財源) 105百万円(105百万円)	1 改善内容 老朽化により更新時期を迎えている、し尿等の処理設備を更新せず、東部浄化センターに圧送し処理する。 2 改善理由 近年のし尿等の搬入量の推移、設備の更新費用や他の処理手法を検討した結果、経済性・効率性に優れている東部浄化センターでの処理方式に変更する。 3 実施時期 平成22年度 (平成22年度向け、事業費の精査による効果額の追加)	28	28	28
12	市民窓口業務の検証(追加)	1 対象 市民 2 意図 平日時間内に窓口を利用できない人に対応する。 3 手段 次のとおり時間外に証明書を交付している。 平日時間外(17時30分~20時)及び土曜日(9時~17時30分)に3サービスセンターを開庁 電話予約により本庁及び地区会館で交付 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 平日時間外及び土曜日の窓口を阪急塚口サービスセンターに集約し、併せて土曜日に住民異動届の受付を行う。また電話予約による本庁及び地区会館での取扱いを廃止する。 住民異動届出が集中する3月最終及び4月の第1土曜日に本庁窓口を開庁する。 2 改善理由 平日時間外及び土曜日とも取扱件数が少ないため。 住民異動届出等が集中する年度末及び年度当初は、窓口が非常に混雑し、市民の待ち時間も長くなるため。 3 実施時期 時間外の窓口集約等は平成22年度、繁忙期の臨時開庁は平成21年度末から実施	3	3	2
13	総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し(追加)	1 対象 地域住民 2 意図 同和問題をはじめとする人権問題の解決 3 手段 人権が尊重される開かれたコミュニティセンターとして、青少年から高齢者までを対象とした各種事業を展開している。 4 事業費(一般財源) 132百万円(132百万円)	1 改善内容 総合センターの施設、組織及び事務事業について、見直しを行う。 2 改善理由 総合センターについては、平成18年4月に老人福祉センター分館、青少年会館、公民館分館を総合センターに機能統合したところであるが、統合後、一定年数が経過したことなどから、検証を踏まえた上で見直しを行う。 3 実施時期 平成20年度から順次見直し (平成22年度向け、事務事業の見直し等)	57	29	29
14	電力自由化による電力契約の変更(追加)	1 対象 市立尼崎高等学校 2 意図 学校運営に係る電気を受給 3 手段 関西電力との随意契約 4 事業費(一般財源) 39百万円(39百万円)	1 改善内容 電力の自由化を踏まえ、入札により電力契約会社並びに契約方法等の見直しを行い、電気料金の縮減を図る。 2 改善理由 光熱水費の縮減に資するため。 3 実施時期 平成22年度	2	2	1

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
15	外郭団体等経営改善の取組促進(追加)	<p>1 対象 外郭団体等</p> <p>2 意図 それぞれ団体の設立目的に沿って公益的事業等を展開し、行政が担うべき分野の代替・補完機能を果たす。</p> <p>3 手段 外郭団体等が実施する公益事業等に対して補助金・委託料を交付している。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 外郭団体等に対する人件費補助金等の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 外郭団体等の自立経営を促進する。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	83	83	83
16	防災行政無線の保守管理方法の一部見直し(追加)	<p>1 対象 市内3施設(防災センター、クリーンセンター、栗山ポンプ場)と本庁を結ぶ防災行政無線(移動系)遠隔制御器の回線 防災行政無線(同報系)の戸別受信機332基</p> <p>2 意図 災害時の情報伝達や情報収集を行うためのもの 災害時の情報伝達のためのもの</p> <p>3 手段 本庁、防災センターと各施設の車載型無線機を搭載した車両の無線機との交信による 本庁、防災センターから屋内に設置された戸別受信機への発信による</p> <p>4 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)</p>	<p>1 改善内容 市内3箇所に設置している防災行政無線(移動系)の回線を休止する。 市内332箇所の戸別受信機の保守点検方法を見直す。</p> <p>2 改善理由 災害時優先携帯電話等の導入により、代替機能が確保されたと判断したため。 戸別受信機の保守体制を、業者への保守委託管理から、故障時の修繕対応へ変更するもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	3	3	3
17	自然学校推進事業に係る保護者負担の適正化(新規)	<p>1 対象 市立小学校5年生</p> <p>2 意図 学習の場を学校から自然の中に移し、周辺の自然についての学習や地域と関わりのある活動を実施することにより、人とのふれあいや地域社会への理解を深めるなかで、児童の心身ともに調和のとれた健全な育成を図る。</p> <p>3 手段 各学校とも4泊5日で美方高原自然の家等においてオリエンテーリング、竹わら細工、奉仕活動、教科学習、キャンプファイヤー、地元校との交流、地域見学、星の観察、芋掘り、植物採集、飯盒炊さん、魚つかみ等を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 86百万円(51百万円)</p>	<p>1 改善内容 自然学校における一般児童の食費、副食費及び教材費に係る保護者負担に対する公費負担を廃止する。</p> <p>2 改善理由 一般児童の食費、副食費及び教材費に係る保護者負担の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	11	11	11
18	審議会等報酬、報償費の見直し(新規)	<p>1 対象 審議会等報酬、各種会議体に係る報酬、報償費</p> <p>2 意図 市民、事業者や実務・学識経験者などに、尼崎市政に関する調査や審議、処分を決定する際に広く意見を求める。</p> <p>3 事業費(一般財源) 161百万円(150百万円)</p>	<p>1 改善内容 本市の財政状況を踏まえて、審議会等の報酬、報償費を見直す。 報酬(附属機関の委員及び消防団員等)について1割程度削減する。 報償費 ア 学識経験者の報償費について1割程度削減する。 イ 学識経験者以外の委員(各種団体推薦委員、公募市民委員)については実費弁償分を除き、報償費を無償とする。</p> <p>2 改善理由 本市の財政状況を踏まえて見直すもの</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	21	21	21

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
19	謝礼的報償費の見直し(新規)	<p>1 対象 男女共同参画推進員、人権啓発推進員など尼崎市独自の市政に関する協力員制度</p> <p>2 意図・手段 市政推進のために市民に協力を依頼し、ともに政策実現を推し進める。</p> <p>3 事業費(一般財源) 14百万円(14百万円)</p>	<p>1 改善内容 謝礼的報償費を支払っている制度を廃止するか、制度を継続するものについても傷害保険料及び実費弁償分を除き、報償費を無償とする。</p> <p>2 改善理由 謝礼的報償費について、今日的視点から見直しを行うもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度から</p>	6	6	4
20	公共施設の見直しの検討(新規)	<p>1 対象 公共施設</p> <p>2 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 統廃合も含めた今後のあり方について検討を行う。</p> <p>2 改善理由 本市の財政状況や今日的な社会状況等を踏まえ、抜本的な見直しを行うため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度(方針・計画策定)</p>	-	-	-
21	イベント行事等の一時的凍結(新規)	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 市民相互の連帯、コミュニティ活動の基礎づくりに役立てる。</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 市民まつりの補助を凍結する。 近松賞については上演時期を延期。補助金を削減。 その他、年中行事的なまつり等について、凍結・休廃止に向けて検討、協議を進める。</p> <p>2 改善理由 定例的に継続している行事等について見直すもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	34	-	-
22	職員厚生会事業の見直し(新規)	<p>1 対象 職員厚生会</p> <p>2 意図 尼崎市職員の厚生制度に関する条例に基づき、尼崎市職員の福利を増進し、公務の能率的運営に資することを目的に事業を実施する職員厚生会に対し、事業主として費用の一部を負担する。</p> <p>3 手段 レクリエーション事業、元気回復事業などについては、会員掛金と事業主負担の折半により実施。 給付事業については会員掛金のみで運営。</p> <p>4 事業費(一般財源) (21年度は、職員厚生会の引当金を充当し事業実施)</p>	<p>1 改善内容 職員の福利厚生事業に対する事業主負担の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 会員数や事業内容に応じた負担金率に改定するため。 (3.0/1,000 2.4/1,000)</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	6	6	6

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
23	灰溶融炉の運転方法の見直し(新規)	<p>1 対象 クリーンセンター第2工場灰溶融炉</p> <p>2 意図 一般廃棄物の適正処理及び再資源化を図る。</p> <p>3 手段 第2工場焼却炉において発電した電力を利用し、焼却後の焼却灰及びばいじんを溶融処理することにより、ダイオキシン類の分解等環境負荷の低減並びに副産物として生成されるスラグ等の有効利用を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 362百万円(362百万円)</p>	<p>1 改善内容 副産物であるスラグの売却可能量に見合った運転に変更する。</p> <p>2 改善理由 環境負荷低減と経済性を考慮した中で、灰溶融炉の運転方法を見直し、運転に係る経費の縮減並びに発電売却量の増量を図る。</p> <p>3 実施時期 平成21年度から順次実施</p>	77	77	68
24	道路清掃業務委託の見直し(新規)	<p>1 対象 市道のうち主要幹線道路(一部県道を含む)</p> <p>2 意図 継続的に清掃することにより、公共空間の美観の維持・向上を図る。</p> <p>3 手段 ブラシ式路面清掃車(道路スーパード)により清掃(土砂等の飛散を防ぐため散水しながら)する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 35百万円(35百万円)</p>	<p>1 改善内容 道路上の土砂等の堆積状況を踏まえ、委託業務を廃止する。</p> <p>2 改善理由 道路上のごみの散乱や土砂の堆積を解消する目的で実施してきたが、道路事情の改善により当該業務におけるごみの収集量が少量となっていることを踏まえ、道路管理者との連携を密にしながら対応することとし、委託業務について廃止するもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	35	35	35
25	精神障害者社会復帰対策推進事業の見直し(新規)	<p>1 対象 回復途上にあり、一定程度生活能力がある尼崎市に住所を有する精神障害者</p> <p>2 意図 回復途上にある精神障害者の社会復帰対策の一環として、精神障害者福祉ホームに入所する精神障害者の生活及び就労指導等、生活の助長を図る。</p> <p>3 手段 指導員手当、臨床心理士によるカウンセリング・集団療法の経費、事務費を運営委託料として支出する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 精神障害者の社会復帰対策推進事業から他の精神障害者福祉ホームと同様の福祉ホーム事業へ転換する。</p> <p>2 改善理由 精神障害者社会復帰対策として、有馬病院が運営する福祉ホーム「鎌倉荘」に対し、尼崎市に住所を有する利用者分の生活や就労指導等の費用として措置している事業を、自立支援法施行後の精神障害者の地域での受入施設等の整備状況を踏まえて、福祉ホーム事業へ転換するもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p> <p>精神障害者福祉ホームとは、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る目的で設置される精神障害者社会復帰施設の一つである。</p>	2	2	2

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
26	<p>障害者地域生活介護事業等補助金の廃止(新規)</p> <p>1 対象 15歳以上の身体障害者で、原則として、現に就労または通所施設等に通所している者で、共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立はできるが、単独での日常生活を送ることが困難な者 障害者自立支援法第5条第16項に基づく共同生活援助(精神障害者に係るものに限る。)を同法第36条の規定による都道府県の指定を受けて運営する者</p> <p>2 意図 身体障害者が家庭から自立する足場として、または施設退所者等の生活の場として運営される生活ホームを援助することにより、身体障害者の地域での自立生活を助長する。 精神障害者共同生活援助運営円滑化事業(グループホーム)に補助金を交付することにより、運営の円滑化を図る。</p> <p>3 手段 市補助基準に基づき算出した額の補助金を支出する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 障害者地域生活介護事業としての身体障害者生活ホームに対する補助事業を廃止する。 精神障害者共同生活援助運営円滑化事業(グループホーム)に対する補助金を廃止する。</p> <p>2 改善理由 補助事業の対象となる身体障害者生活ホームが平成21年3月末をもって事業を廃止したため。 障害者自立支援法の施行により、県補助制度が廃止後も市単独で一定の基準に基づき補助金を支出してきたが、グループホームの整備状況等を踏まえる中、補助金については一定の役割を終えたため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	2	2	2
27	<p>老人クラブ研修関係事業の見直し(新規)</p> <p>1 対象 単位老人クラブ</p> <p>2 意図 老人クラブの自主的かつ積極的な高齢者福祉を増進するための研修事業の促進を図る。</p> <p>3 手段 老人クラブの研修バス借上げ事業を実施する。(尼崎市社会福祉協議会に事業委託)</p> <p>4 事業費(一般財源) 14百万円(14百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成22年度に委託料単価を1/2に減額し、23年度で廃止する。</p> <p>2 改善理由 研修事業の促進につながるものであるが、今日的観点から事業の見直しを行うもの。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	14	14	7
28	<p>老人いこいの家運営事業費の見直し(新規)</p> <p>1 対象 老人いこいの家</p> <p>2 意図 老人に慰安と休息を与え、心身の健康保持を図り老人福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 高齢者に対し、健全な憩いの場を提供する施設として、尼崎市老人いこいの家を指定し、運営費の一部を補助する。(尼崎市社会福祉協議会に運営を委託)</p> <p>4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p>	<p>1 改善内容 老人いこいの家への委託料単価を12万円から10万円に減額する。</p> <p>2 改善理由 利用実態等から運営基準を緩和することにより委託料単価を減額する。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	1	1	1

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
29	地域福祉サポート事業の見直し(新規)	<p>1 対象 概ね65歳以上で家に閉じこもりがちな高齢者、虚弱高齢者、軽度の認知症高齢者</p> <p>2 意図 社会福祉協議会活動の一環として、自主的に地域で活動を行うグループが、地域の高齢者に対し、昼食の提供や養護等の福祉活動を行う場合に、その活動費の一部を助成することにより、地域住民の福祉活動意欲を喚起し、地域福祉力の向上を図る。</p> <p>3 手段 活動費補助金を年4回交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容 本事業を来年度から地域高齢者福祉活動推進事業に転換する。</p> <p>2 改善理由 活動基準を見直し、事業の活性化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	13	13	13
30	法人保育園待機児童解消加算補助金の見直し(新規)	<p>1 対象 法人保育園</p> <p>2 意図 保育所入所希望者のニーズを充足する。</p> <p>3 手段 入所希望に対応し、定員を超えて児童の保育を行った法人保育園に対し補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 196百万円(196百万円)</p>	<p>1 改善内容 法人保育園が定員を超えて児童の保育を行う場合に支給する補助金を見直す。</p> <p>2 改善理由 平成17年度から現行の補助制度を行っているが、補助金の算定方法を精査し、補助額を見直す。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	64	64	64
31	母子福祉施策の見直し(新規)	<p>1 対象 母子家庭の母及び児童(20歳未満)並びに寡婦</p> <p>2 意図 母子家庭の母等の自立を支援するとともに、母子家庭等の生活の向上を図る。</p> <p>3 手段 母子自立支援員は個々の母子家庭の生活や就労、養育費等諸々の相談に応じるとともに、母子の自立に向けた就労支援を行う。 母子福祉センターではパソコン教室や就業支援講座などを実施し、母子家庭の母等が心身の健康を保持し、生活の向上を図るための便宜を提供する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 7百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 本庁の母子自立支援員を増員し、直接的な母子家庭の母等の就労支援や生活支援などを強化する。 講座等の間接的な支援を行う母子福祉センターについては廃止する。</p> <p>2 改善理由 母子家庭等への支援策は、就労支援を主とした自立支援に向けた事業へと転換を図る必要があるため、研修会、講習会を中心に間接的な自立支援や母子家庭等の福祉事業を行ってきた母子福祉センター事業を見直し、本庁に相談、就労支援機能を集約し、母子家庭の母等に対する支援体制を強化する。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	5	5	5

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
32	商業活性化対策支援事業の見直し(新規)	<p>1 対象 新規に起業する事業者、商店街振興組合、小売市場等(任意団体を含む)</p> <p>2 意図 商業集積地の魅力の向上、ひいては、にぎわいの再生を図る</p> <p>3 手段 要綱に基づき各事業別の申請書類を確認し、適正と判断された後、概算払いにて各事業別の補助率・限度額・対象経費を基に事業経費を補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容 各種助成事業の内容を見直す。</p> <p>2 改善理由 事業者等を対象にした助成制度については、多様なニーズに対応すべく多岐に渡っているが、より効率的な事業実施を目指すためには、施策の内容を見直し、整理を図る必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	5	5	5
33	事業所景況等調査事業の一部見直し(新規)	<p>1 対象 市内事業所</p> <p>2 意図 事業所景況調査 市内事業所の動向を把握し、時宜にあった対応措置を講じるため、定期的に事業所景況調査を実施することで、行政施策を構築するうえでの基礎資料とする。 特定経済動向調査 特定目的の経済動向調査を実施し、行政施策を構築するうえでの基礎資料とすることにより、行政と事業者が一体となって産業振興を図るための一助とする。</p> <p>3 手段 事業所景況調査 (財)尼崎地域・産業活性化機構に事業委託を行い、年4回、市内事業所470社の(製造業・小売業・サービス業・建設業)の景況調査を実施。結果については、当該財団法人の機関誌及びホームページで公表。 特定経済動向調査 (財)尼崎地域・産業活性化機構に事業委託を行い、年1回、年次の必要性のある特定目的のための調査を実施。結果については、当該財団法人の機関誌及びホームページで公表。</p> <p>4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p>	<p>1 改善内容 事業所景況等調査事業(事業所景況調査、特定経済動向調査)のうち、特定経済動向調査を廃止する。</p> <p>2 改善理由 当該調査事業については、平成3年度から(財)尼崎地域・産業活性化機構への委託事業として実施してきたが、当財団法人の設立目的の一つに、都市問題の解決に向けた調査研究等事業を行うとしていることから、当該調査事業について見直すもの。</p> <p>3 実施時期 平成23年度</p>	1	1	-
34	特許権取得サポート事業の廃止(新規)	<p>1 対象 市内中小企業者</p> <p>2 意図 中小企業の知的財産への関心を高め、特許権の取得等に関する啓発を行うことを目的とし、中小企業の特許出願・審査請求に際し、事前に専門家等の指導等を仰ぐ場合、専門家への相談経費の一部を支援し、中小企業の特許取得の動機付けをはかり、技術基盤の確立を目指す。</p> <p>3 手段 中小企業の特許出願・審査請求に際し、事前に専門家等の指導等を仰ぐ場合、専門家への相談経費の一部を支援する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 200千円(200千円)</p>	<p>1 改善内容 特許権取得に係る補助金を廃止する。</p> <p>2 改善理由 事業開始から5年が経過し、当該事業が当初見込んでいた中小企業の知的財産への関心を高め、特許権の取得等に関する啓発において一定の成果があったため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	0	0	0

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
35 アーケード維持管理費補助金の廃止(新規)	<p>1 対象 商店街振興組合、小売市場等(任意団体を含む)</p> <p>2 意図 アーケードの設置に係る維持管理費(道路占用料相当額)の一部を補助することにより、商店街の環境整備の促進や地域の快適性の確保を図ることを目的とする。</p> <p>3 手段 対象団体がアーケードに関する道路占用料の支払いをした後、要綱に基づき道路占用料の50%を補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成22年度に補助率を30%へ見直し 平成23年度に事業廃止</p> <p>2 改善理由 阪神間をはじめとした他都市の動向を踏まえ、アーケードの維持管理にかかる費用の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度から</p>	2	2	1
36 (財)尼崎地域・産業活性化機構への事務委託事業の一部見直し(新規)	<p>1 対象 市内中小企業者等</p> <p>2 意図 地域産業への支援施策を実施している関係機関の役割分担を明確にし、事務事業の効果を高める。</p> <p>3 手段 産業支援策を効率的に実施するため、市と(財)尼崎地域・産業活性化機構の役割分担を明確にし、既存施策の一部を当該団体へ委託している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 38百万円(38百万円)</p>	<p>1 改善内容及び改善理由 産業支援策の一部を(財)尼崎地域・産業活性化機構に委託しているが、業務の一部見直しに伴い、当該委託料についても見直すこととする。</p> <p>2 実施時期 平成22年度から</p>	5	5	4
37 中小企業経営相談事業委託の見直し(新規)	<p>1 対象 市内中小企業者</p> <p>2 意図 中小企業者からの経営等にかかる相談に応えるとともに、各種情報の提供を行うなど、中小企業の経営安定、強化を図る。</p> <p>3 手段 尼崎商工会議所への事業委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 中小企業経営専門相談事業を廃止する。</p> <p>2 改善理由 委託を廃止し、商工会議所へ業務の実施を依頼する。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	1	1	1
38 消防指令業務の共同運用(新規)	<p>1 対象 消防指令管制システム</p> <p>2 意図 市民等からの通報に迅速に的確に対応することで、市民の生命・身体・財産を守り、かつ、災害による被害の軽減を図る。</p> <p>3 手段 消防指令管制システムの運用</p> <p>4 事業費(一般財源) 113百万円(113百万円)</p>	<p>1 改善内容 尼崎市、伊丹市の現有消防指令管制システムの更新時期に合わせ、両市共有のシステムとして更新整備し、消防指令業務の共同運用を実施する。</p> <p>2 改善理由 指令業務の共同運用により、職員配置の効率化を図る。 効率化した職員配置により現場要員の増強を実施し、消防力の強化を図る。 消防指令業務を共同運用することで、施設整備費や維持管理費などに要する経費節減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成23年度</p>	85	62	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
39	ねたきり者等歯科保健対策事業の見直し(新規)	<p>1 対象 新たに在宅になった要介護者で歯科保健指導が必要な人 市内特別養護老人ホーム入居者</p> <p>2 意図 新たに在宅になった要介護者に早期に歯科衛生士による歯科保健指導を行うことにより、誤嚥性肺炎等の疾病や口腔機能低下を予防し、高齢者の健康の保持増進を図る。 特別養護老人ホーム入居者の口腔状態を把握し、口腔ケアを継続することで、と同じく高齢者の健康の保持増進を図る。</p> <p>3 手段 病院等からの情報をもとに、新たに在宅でねたきりになった市民の家庭に歯科衛生士が1人につき、3回程度訪問し、本人及び介護者に対して、在宅における歯科保健指導を実施する。 特別養護老人ホームにおいて、入居者に対して歯科医師による年1回の歯科健診を行いながら、歯科衛生士による月1回の口腔ケアを歯科医師会に委託して行っている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 現行の事業のうち、特別養護老人ホーム入居者への口腔ケア等については、平成23年度に廃止する。</p> <p>2 改善理由 特別養護老人ホーム入居者への口腔ケア等については事業開始後、一定期間経過しており、当初の事業目的を果たしていること等から、施設及び歯科医師会と協議、調整を行い、見直しを実施する。</p> <p>3 実施時期 平成23年度</p>	4	4	-
40	金婚夫婦祝福事業の見直し(新規)	<p>1 対象 結婚50周年を迎える夫婦</p> <p>2 意図 広く市民が高齢者福祉についての関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるように慰労・激励する。</p> <p>3 手段 祝福式典を実施し、記念撮影及び記念品・祝福状の授与</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 祝福記念品の授与を廃止する。</p> <p>2 改善理由 今日的観点から個人給付的要素のある記念品の授与については見直す。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	0	0	0

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
41	敬老事業(地域敬老委託事業)の見直し(新規)	1 対象 70歳以上の高齢者 2 意図 高齢者の長寿を祝福するとともに、地域ぐるみで広く市民が高齢者福祉についての理解と関心を深めることを目的とする。 3 手段 各地区で敬老事業月間にふさわしい事業(友愛訪問、講演会、敬老会)を開催する。(尼崎市社会福祉協議会に事業委託) 4 事業費(一般財源) 54百万円(54百万円)	1 改善内容 本事業を来年度から地域高齢者福祉活動推進事業に転換する。 2 改善理由 個人給付的要素のある敬老記念品の配布等を見直すとともに、新たに地域高齢者福祉活動推進事業に転換する。 3 実施時期 平成22年度	54	54	54
42	市民農園整備事業費補助金の廃止(新規)	1 対象 地貸型市民農園を新設する農業者 2 意図 農地を保全するとともに、市民が農業体験できる機会を提供するため地貸型市民農園の新規開設を促進する。 3 手段 地貸型市民農園開設にかかる整備費用(水道敷設、柵、看板等)への補助 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 従来のに市民に農地を貸す地貸型市民農園の新規開設に係る整備補助金制度を廃止し、新たに体験型市民農園整備事業に取り組む。 2 改善理由 従来のに地貸型市民農園は、相続発生時には廃園されることが多い。市民農園の拡充を奨励するため、相続税の猶予がある体験型市民農園を展開するとともに、従来のに地貸型市民農園の経費を縮減する。 3 実施時期 平成22年度	1	1	1
43	修学援助金交付金の見直し(新規)	1 対象 高等学校等に在学する生徒を持つ市内居住の保護者で次の要件に該当する者 ア 生活保護受給(生業扶助受給者は除く) イ 市民税の非課税及び減免 ウ 児童扶養手当受給 エ 所得が基準額以下(高等専門学校は本要件の適用なし)等 市内居住の勤労生徒等及び市内にある児童養護施設入所生徒 2 意図 経済的理由により修学が困難な高等学校等に修学する生徒を持つ保護者及び勤労生徒等に対して、経済的負担の軽減を図り、本市教育の発展に寄与する。 3 手段 対象者に対して、次のとおり援助金を交付する。 公立高、高等専門学校1~3年 5,000円(月額) 私立高、高等専門学校4・5年等 6,000円(月額) 4 事業費(一般財源) 99百万円(99百万円)	1 改善内容 高校生等に係る国の新たな施策の動向等を踏まえる中で、国制度への転換を基本に、制度の見直しについて検討する。 2 改善理由 国において、低所得世帯の生徒を対象とする修学支援策の充実・改善に向けた検討が進められているため。 3 実施時期 平成23年度(国等の動向を踏まえて検討する)	-	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
44	要保護・準要保護児童生徒就学援助金の見直し(新規)	<p>1 対象 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で次の要件に該当する者 ア 要保護(生活保護受給) イ 児童扶養手当受給者 ウ 世帯の所得合計が基準額以下の者 エ その他、生計維持者の失業、死亡等の特別事情がある者</p> <p>2 意図 経済的理由により就学が困難な市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。</p> <p>3 手段 対象者に対して、学用品費・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、宿泊訓練費、校外活動費、課外クラブ活動費、体育実技用具費及び通学費の一部について援助金を交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 262百万円(255百万円)</p>	<p>1 改善内容 宿泊訓練費の上乗せ補助(市単独部分)を廃止する。 課外クラブ活動費補助(市単独事業)を廃止する。</p> <p>2 改善理由 宿泊訓練費及び課外クラブ活動費について国基準を基本に見直しを行う。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>	10	10	10
45	私立幼稚園就園奨励補助金の見直し(新規)	<p>1 対象 尼崎市に居住し、満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を私立幼稚園に就園させている保護者で次の要件に該当する者 A 生活保護、市民税非課税世帯 B 市民税所得割非課税世帯 C 市民税所得割課税額が34,500円以下の世帯 D 市民税所得割課税額が34,501円以上183,000円以下の世帯 E 市民税所得割課税額が183,001円以上298,200円以下の世帯(ただし4、5歳児のみ対象)</p> <p>2 意図 保護者の経済的負担の軽減とともに、公立幼稚園と私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を行い、幼稚園教育の一層の普及と充実を図る。</p> <p>3 手段 対象となる保護者に対して、その所得金額と園児の年齢等に応じて補助金を交付する。 51,700円～170,800円(年額、第1子)</p> <p>4 事業費(一般財源) 462百万円(337百万円)</p>	<p>1 改善内容 国制度への準拠を基本に、4・5歳児のA～Dランクにおける上乗せ補助(17,300円)を廃止するとともに、市単独補助のEランクについても廃止する。</p> <p>2 改善理由 国において、子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化を図る観点から、補助単価の抜本的な見直しが行われるため。</p> <p>3 実施時期 平成22年度 ただし、経過措置として、Eランクについては、22年度は半額支給とし、23年度に廃止。</p>	86	86	69

2-(1)地域コミュニティの振興

	事業名	事業概要	事業の方向性
46	要援護高齢者見守り対策検討事業(国モデル事業・安心生活創造事業)(追加)	<p>1 対象 単身高齢者及び高齢者のみの世帯</p> <p>2 意図 地域社会で要支援者を支える仕組みを作る。</p> <p>3 手段 高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に生き生きと暮らすことができるよう、単身高齢者及び高齢者のみの世帯についての見守り体制を構築する。</p>	<p>1 事業内容 国の新規事業である安心生活創造事業のモデル都市となり、22年度はモデル地区を4か所拡充して計6か所で実施し、地域における見守り活動をさらに進める。</p> <p>2 主旨・目的 要援護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくシステムを構築する。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>
47	地域高齢者福祉活動推進事業(新規)	<p>1 対象 65歳以上の高齢者</p> <p>2 意図 地域において、広く市民が高齢者福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、高齢者の生きがいを促進するための地域主体による取組を行う。</p> <p>3 手段 尼崎市社会福祉協議会が地域高齢者福祉活動を推進するために実施する事業に対し、補助金を交付する。</p>	<p>1 事業内容 各单位福祉協会又は連絡協議会等が行う地域における安全安心活動や引きこもりの防止・解消活動、地域住民の交流、学習教養・敬愛事業等や、地域で自主的に活動するグループが実施する高齢者への昼食の提供や養護等の福祉活動について、補助金を交付する。</p> <p>2 主旨・目的 高齢者が自立し支え合い、住み慣れた地域で暮らすことができる豊かな長寿社会を目指す。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>

2-(3)多様な主体との連携・協働の推進

	事業名	事業概要	事業の方向性
48	インターネットによる差別書込みモニタリング事業(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民一般 2 意図 様々な段階での市民参加・市民参画の機会を充実する。 3 手段 インターネットによるモニタリングを関係団体等との協働により実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 インターネット掲示板等のモニタリングを行い、差別書込みの早期発見と拡散防止等を図る。また悪質な書込みに対しては、関係機関等と連携を図りながら削除を要請する。 2 主旨・目的 協働により、インターネット上の悪質な差別書込みに対するモニタリングを行うことで、意識啓発と早期発見、拡散防止等を図り、「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現を目指す。 3 実施時期 平成22年度
49	あまがさき環境オープンカレッジ推進事業(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民、事業者一般 2 意図 様々な段階での市民参加・市民参画の機会を充実する。 3 手段 市民・事業者等との協働のもと、環境に関連した幅広い分野の学習・体験メニューをそろえた環境の学びの場を設置し、情報の発信や共有化、ネットワークづくりを行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 市民、学校、企業、行政で組織する実行委員会が「あまがさき環境オープンカレッジ」を運営し、事業等を主催する。また、他の環境NPO等が行う事業についても、一元的に情報発信を行う。 2 主旨・目的 “環境と共生するまち・あまがさき”を育む人づくりを進めるため。 3 実施時期 平成22年度
50	立体緑化推進事業(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民、事業者一般 2 意図 様々な段階での市民参加・市民参画の機会を充実する。 3 手段 市民・事業者とともに、地球温暖化及びヒートアイランド対策として効果が期待できる壁面緑化を普及する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 本庁舎に加え、保育所・幼稚園等の公共施設における壁面緑化の取組を拡充するなど、普及・啓発事業を展開する。 2 主旨・目的 保育所等に対象を拡大するとともに、児童・生徒や保護者などに対し、環境問題についての意識の醸成を図る。 3 実施時期 平成22年度
51	みんなでヘルスアップ健診事業(新規)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 国保被保険者をはじめとする市民 2 意図 様々な段階での市民参加・市民参画の機会を充実する。 3 手段 市民の健康を守るため、市民のほとんどが定年後、被用者保険を脱退し、国保加入者となることから、若いうちから生活習慣病予防対策を講じるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 生活習慣病の予防による短期及び中長期的な医療費の適正化に繋げるため、地域ぐるみでの健診受診率向上対策の一環として、これまでの施策に加えて、国保以外の医療保険に加入している市民にも、健診結果をもとにした保健指導を設定する。 2 主旨・目的 市民・事業者との協働により、生活習慣病予防対策の意義を理解し、健診への受診行動へと繋げる。 3 実施時期 平成22年度

2-(3)多様な主体との連携・協働の推進

	事業名	事業概要	事業の方向性
52	食育推進事業(新規)	<p>1 対象 食育を推進するための各種関係機関・団体他市民一般</p> <p>2 意図 食育を推進するため、様々な段階での市民参加・市民参画の機会を充実する。</p> <p>3 手段 今年度策定する「尼崎市食育推進計画」に基づき、課題解決に向けた施策展開として、市、市民、各団体、保育・教育の関係者等との連携を図り、総合的に食育を推進する。</p>	<p>1 事業内容 尼崎市食育推進会議の運営とともに、多様な主体の参加と連携・協力による食育普及啓発事業を実施する。</p> <p>2 主旨・目的 朝食の欠食、孤食、肥満傾向児出現率が高いなど尼崎市民の現状における食の課題解決を図る。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>
53	地域社会の子育て機能向上支援事業(コミュニティソーシャルワークの実施)(新規)	<p>1 対象 18歳以下の全ての者(子ども)、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関</p> <p>2 意図 行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能を充実する。</p> <p>3 手段 地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援する専門員を配置し、コミュニティソーシャルワークを実施する。</p>	<p>1 事業内容 地域活動や社会資源等を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援することにより、地域社会全体の子育て機能の向上を図る。</p> <p>2 主旨・目的 地域社会と子ども、地域社会と子育て家庭、子育て家庭同士がつながりにくい状態、また、子どもを取り巻く諸問題への取組を行っている団体等が相互につながっていないなどの課題を解消し、子どもを取り巻く社会環境を改善する。</p> <p>3 実施時期 平成22年度</p>

3-(2)アウトソーシングの推進

単位:百万円

	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
54	公園等維持管理業務のアウトソーシング(追加)	1 対象 公園等維持管理業務 2 意図 公園並びに道路植樹帯の適正な管理 3 手段 直営による公園並びに道路植樹帯の維持管理 4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)	1 改善内容 公園等維持管理業務の一部について、委託を行う。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成22年度	16	1	1
55	道路等維持管理業務のアウトソーシング(追加)	1 対象 市内道路等維持管理業務 2 意図 市内道路等の適正な管理 3 手段 直営による市内道路等の維持管理 4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)	1 改善内容 市内道路等維持管理業務の一部について、委託を行う。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成22年度	18	4	4
56	自転車駐車場の管理体制の検討(新規)	1 対象 市営自転車駐車場(6箇所) 2 意図 駅前周辺の環境保全及び道路交通の安全確保 3 手段 市内4駅に市営自転車駐車場(6箇所)を整備し、直営及び委託業者で管理。 4 事業費(一般財源) 262百万円(0百万円)	1 改善内容 市営自転車駐車場の管理について、指定管理者制度及び一括管理委託の導入の検討を行う。 2 改善理由 利用者の利便性の向上を図るとともに、駅周辺の放置自転車台数の減を目指す。 3 実施時期 平成23年度	-	-	-

【平成22年度実施項目のうち改革改善の方向に変更等がある項目】

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	変更前	変更後	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
57	市立全日制高等学校の見直し(変更)	<p>1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校の生徒</p> <p>2 改善内容 平成17年度に策定した市立全日制高等学校教育改革実施計画をもとに、県との調整を図りながら、高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行う。</p> <p>3 改善理由 適正規模、特色づくりを推進するため。</p> <p>4 実施時期 平成20年度 新たな高等学校の建設工事(～21年度) 平成22年度 統合による新しい高等学校の設置</p> <p>5 その他 平成20年度入試(平成20年2、3月)から入学者選抜制度の改編</p> <p>6 事業費(一般財源) 2,198百万円(1,998百万円)</p> <p>効果額は同規模程度の高等学校との比較による概算額である。</p>	<p>1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校の生徒</p> <p>2 改善内容 平成17年度に策定した市立全日制高等学校教育改革実施計画をもとに、県との調整を図りながら、高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行う。</p> <p>3 改善理由 適正規模、特色づくりを推進するため。</p> <p>4 実施時期 平成22年度 (仮称)尼崎双星高等学校の建設工事 平成23年度 (仮称)尼崎双星高等学校の開校</p>	326	147	-
58	市立幼稚園の見直し(変更)	<p>1 対象 就学前児童</p> <p>2 改善内容 市立幼稚園のあり方について検討を行う。</p> <p>3 改善理由 本市の幼児教育の振興及び運営体制の効率化を図るため。</p> <p>4 実施時期 -</p> <p>5 事業費(一般財源) 845百万円(708百万円)</p>	<p>1 対象 就学前児童</p> <p>2 改善内容 現在の園児数の確保を基本に、将来の幼児数の推移等を考慮する中で、今後の市立幼稚園の機能及び役割、適正規模・適正配置のあり方や、市立幼稚園における教育向上策等について検討を行う。</p> <p>3 改善理由 少子化により定員の約6割程度の就園率になっている現況と幼児教育を取り巻く状況の変化等を踏まえる中で、本市の幼児教育の振興と運営体制の効率化を図るため。</p> <p>4 実施時期 平成22年度 検討組織の設置 平成23年度 条例改正案の提案 平成24年度 廃止対象園の4歳児入園停止、廃園 平成25年度 新たな体制での運営の実施</p>	-	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	変更前	変更後	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
59	小学校給食調理業務の見直し(変更)	<p>1 対象 小学校の児童、特別支援学校の児童・生徒</p> <p>2 改善内容 給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託する。</p> <p>3 改善理由 給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の経済性・効率性を図る。</p> <p>4 実施時期 平成19年度～ 給食室の整備 平成20年度～ 給食調理業務の委託</p> <p>5 その他 ・衛生管理の徹底を図るため、ドライ化に必要な施設整備を行う。 ・給食内容の充実に必要な備品購入を行う。 ・整備時期は、夏休み期間中に行う。</p> <p>6 事業費(一般財源) 908百万円(887百万円)</p>	<p>1 対象 小学校の児童、特別支援学校の児童・生徒</p> <p>2 改善内容 給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託する。</p> <p>3 改善理由 給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の経済性・効率性を図る。</p> <p>4 実施時期 平成19年度～ 給食室の整備 平成20年度～ 給食調理業務の委託 (平成22年度向け、校舎耐震化工事の影響による整備時期の変更により5校委託)</p>	107	216	8
60	行政協力員制度の見直し(変更)	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 行政協力員制度の目的、代替方法等を市として検証し、見直しについて検討していく。</p> <p>3 改善理由 より効果的かつ効率的な方法等を検証する必要があるため。</p> <p>4 実施時期 -</p> <p>5 事業費(一般財源) 26百万円(26百万円)</p>	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 行政協力員制度を廃止し、コミュニティ連絡板への掲示等については、地域住民を中心に広く無償による協力を求める新たな仕組みとする。また、インターネットの活用やポスター掲示等の協力事業者を募るなど、広報手段の拡充に努める。</p> <p>3 改善理由 情報の共有化を進めるにあたり、より効果的な市政広報を図るため。</p> <p>4 実施時期 平成22年度</p>	26	26	26
61	さわやか指導員制度の見直し(変更)	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 さわやか指導員の制度等について検討していく。</p> <p>3 改善理由 今日的な視点から検証し、より効率的な制度を検討するため。</p> <p>4 実施時期 -</p> <p>5 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)</p>	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 今後もごみ減量・リサイクルを推進するため、制度は継続するが、実費弁償及び傷害保険料等を除き、報償費を無償とする。</p> <p>3 改善理由 謝礼的報償費の見直しに取り組むため。</p> <p>4 実施時期 平成22年度</p>	4	4	4

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

	事業名	変更前	変更後	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
62	老人市バス特別乗車証制度の見直し(変更)	<p>1 対象 市内に引き続き1年以上居住の70歳以上の市民。</p> <p>2 改善内容 利用者に半額負担を求めるなどの事業の見直しについて、会議体を設置し、市民等の意見を聴取しながら検討し、実施する。</p> <p>3 改善理由 事業経費の全額を一般財源で賄っており、将来的に交付対象者が増加しつづけることから、現行制度のまま維持継続が困難であるため。</p> <p>4 実施時期 平成20、21年度 会議体の設置や市民アンケートの実施、関係機関との調整、市民への説明等 平成22年度 制度の見直し実施</p> <p>5 事業費(一般財源) 1,386百万円(1,386百万円)</p>	<p>1 対象 市内に引き続き1年以上居住の70歳以上の市民。</p> <p>2 改善内容 受益者負担の観点により、利用者から一部負担金を徴収する。特別乗車証は、交付(更新)時に一定額を事前に負担するフリーパス方式と、乗車のつど一定額を負担するコイン方式のいずれかの選択とする。なお、一部負担金の徴収にあたり低所得者に配慮するとともに利用者の負担感を考慮し、経過措置を設ける。 (平成22年10月～平成23年9月) ・コイン方式 1乗車につき50円 ・フリーパス方式 低所得 等2,700円、低所得 4,500円、一般9,000円 (平成23年10月～平成24年9月) ・コイン方式 1乗車につき50円 ・フリーパス方式 低所得 等3,600円、低所得 6,000円、一般12,000円 (平成24年10月～) ・コイン方式 1乗車につき100円 ・フリーパス方式 低所得 等4,500円、低所得 7,500円、一般15,000円</p> <p>3 改善理由 事業経費の全額を一般財源で賄っており、将来的に交付対象者が増加しつづけることから、現行制度のままでは維持継続が困難であるため。</p> <p>4 実施時期 平成22年10月</p>	704	704	334
63	公民館業務の見直し(変更)	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 指定管理者制度導入の是非についても視野に入れつつ、更なる民間活力の活用や執行体制の見直しによる業務の効率化に向けて検討を行う。</p> <p>3 改善理由 経費の節減及び業務の効率化を図る。</p> <p>4 実施時期 -</p> <p>5 事業費(一般財源) 534百万円(507百万円)</p>	<p>1 対象 市民</p> <p>2 改善内容 6地区公民館に人員・財源を集中し機能の強化を図ることにより社会教育の発展を目指すとともに、16公民館分館については利用者の活動場所の確保に努める中で、順次、地域に移管等を行い廃止する。</p> <p>3 改善理由 施設の老朽化が進み、維持管理経費等の増加が見込まれる中で、引き続き、現在の22館をすべて維持していくことが困難な状況であり、一層の経費の節減と業務の効率化を図る必要があるため。</p> <p>4 実施時期 平成22～24年度 地域、施設利用者等との協議 平成24年度末 分館廃止 (取組内容、時期等については、今後、精査)</p>	-	-	-

3-(3)指定管理者制度の推進

単位:百万円

	事業名	変更前	変更後	改革改善効果額	構造改善効果額	うち、H22効果額
64	図書館業務の指定管理者制度の導入(変更)	1 対象 市民及び阪神間6市1町の住民 2 改善内容 指定管理者制度導入の是非についても視野に入れつつ、更なる民間活力の活用や執行体制の見直しによる業務の効率化に向けて検討を行う。 3 改善理由 経費の節減及び業務の効率化を図る。 4 実施時期 - 5 事業費(一般財源) 358百万円(354百万円)	1 対象 市民及び阪神間6市1町の住民 2 改善内容 北図書館の管理運営業務について指定管理者制度の導入を検討するとともに、中央図書館については利用者サービスの一層の充実に向けたより効率的、効果的な執行体制の見直しを行う。 3 改善理由 利用者のサービス向上を図るとともに、業務の効果的、効率的運営を図るため。 4 実施時期 平成22年度 指定管理者選定委員会 平成23年度 指定管理者による管理運営の開始	-	-	-
平成24年度までの改革改善項目合計額				11,451	6,563	3,043